

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【公表番号】特表2003-512427(P2003-512427A)

【公表日】平成15年4月2日(2003.4.2)

【出願番号】特願2001-532765(P2001-532765)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4168	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	31/167	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4168
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	31/167
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/32
A 6 1 P	25/04
A 6 1 P	43/00

1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月17日(2007.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 交感神経により持続される末梢神経障害性疼痛症候群を緩和するため適切であり、クロニジン、水および水-ゲル化量の医薬的に許容されるゲル化剤を含む局所用水性ゲルであって、生理学的に許容されるpH値を有する、前記局所用水性ゲル。

【請求項2】 ゲルの重量に対してクロニジンが約0.01から約0.5重量%の範囲の量で存在する請求項1に記載の局所用水性ゲル。

【請求項3】 ゲルの重量に対してクロニジンが約0.01から約0.25重量%の範囲の量で存在する請求項1に記載の局所用水性ゲル。

【請求項4】 ゲルの重量に対してクロニジンが約0.01から約0.075重量%の範囲の量で存在する請求項1に記載の局所用水性ゲル。

【請求項5】 ゲルのpH値が約4から約9の範囲内である請求項1に記載の局所用水性ゲル。

【請求項6】 ゲルのpH値が約6から約8.5の範囲内である請求項1に記載の局所用水性ゲル。

【請求項7】 ゲルのpH値が約8である請求項1に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 8】 防腐剤をさらに含む請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 9】 防腐剤がベンジルアルコールである請求項 8 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 10】 防腐剤がパラベン化合物である請求項 8 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 11】 防腐剤がフェノキシエタノールである請求項 8 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 12】 局所麻酔剤をさらに含む請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 13】 局所麻酔剤がリドカインである請求項 12 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 14】 ゲル化剤がカルボマーである請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 15】 ポリアクリル酸グリセリンをゲル化剤の副次部分としてさらに含む請求項 14 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 16】 ゲル化剤がポリアクリル酸グリセリンである請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 17】 多価アルコールおよびポリグリセロールからなる群から選択される皮膚保湿補助剤をさらに含む請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 18】 クロニジンの少なくとも一部が塩酸クロニジンとして存在する請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 19】 クロニジンが塩酸クロニジンおよびクロニジン遊離塩基として存在する請求項 1 に記載の局所用水性ゲル。

【請求項 20】 交感神経により持続される末梢神経障害性疼痛症候群を緩和するための方法であって、クロニジン、水 - ゲル化量の医薬的に許容されるゲル化剤を含む、疼痛緩和量の水性ゲルをこのような疼痛を有する患者の患部領域に局所的に塗布すること込み、前記水性ゲルは生理学的に許容される pH 値を有する、前記方法。

【請求項 21】 少なくとも 1 日 1 回水性ゲルを塗布する請求項 20 に記載の方法。

【請求項 22】 1 日に 2 ~ 4 回水性ゲルを塗布する請求項 20 に記載の方法。

【請求項 23】 クロニジンの塗布量が 1 日当たり約 0 . 1 ミリグラムから 1 日当たり約 6 ミリグラムの範囲内である請求項 20 に記載の方法。

【請求項 24】 患部領域に塗布した後に水性ゲルを擦り込む請求項 20 に記載の方法。

【請求項 25】 塗布される水性ゲル量が 1 m l 当たり約 0 . 2 ナノグラム以下のクロニジンの血漿濃度が生じるのに十分である請求項 20 に記載の方法。